

SSKS 療育ねっとわーく川崎

2011年2月20日発行
No.137 (2800部)
NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 谷 みどり

こんなとき どうするの

〈答え〉医療的ケアのあるお子さんを託されるのは、いろいろ心配なことが多いと思います。ケアの内容からすると、看護師さんが配置されているところでないといけません。

今年1月から横浜市の鶴見区施設が、川崎市の指定を受けてくださったので、重症心身障害の子どもたちの利用が可能になりました。クリニックの2階にある「ちいさなこかげ」というレスパイトの施設です。横浜ですが、川崎の子どもたちを「日中一時支援(日中短期入所)」の制度でみてくださるそうです。見学にいったお話聞いてきましたので、ご紹介します。

■川崎の子ども達も見てもらえますか
川崎市の担当者から「日中短期入所」の施設として利用したいとの申し入れがありました。今までも川崎の子どもたちのレスパイトをしてきたので、川崎市の制度が利用できるのなら、受けましょうということに

なりました。

■誰でも見ていただけるのですか
18歳未満の重症心身障害児なら、新生児でも可能です。定員は5名。利用される方の障害の重症度によりお受けできないこともあります。まずはご相談ください。月曜から金曜まで、8時45分~17時30分までの時間帯で、ご希望に合わせて利用ができます。川崎市の日中短期入所は、1カ月に7日間の利用が可能です。

■どんな方が見てくださるのですか
看護師が8名、保育士が5名いて、ローテーションで対応します。保育士も医療的ケアの研修を修了しています、吸引などもしています。

■風邪の時は利用できませんか
体調の良し悪しにかかわらずお預かりします。クリニックの2階で運営していますので、保育中に具合が悪くなってもすぐに対応ができません。

今月号の目次

- こんなときどうするの……………1
- 川崎市の心身障害者手当支給条例の改正が進められようとしています……………2・7
- 療育事務局だより……………3
- サポートセンター Rond 2号……………4
- ケアホーム……………5
- 明日香のたまご……………6
- みんなの伝言板……………8

(本誌3~6頁は会員の配布)

みんなの伝言板 2月のカレンダー



ご感想は e-mail : kouhou@rond.jp までどうぞ
☆編集メンバー谷、山崎健、杉田、遠藤

はいきんぐくらぶずんずん

日曜日に開催予定
☆多摩川を歩く会です。障害のある方もない方も、みんな楽しく歩いています。サポーター募集中!
代表：桑原由起子
副代表 渡辺百合子・三浦ルイ子
お問合せは Rond・福田まで

マイライフ・カワサキ

☆第2火曜日予定
れいんぼう川崎で行います
お問合せは Rond・和田まで



豊かな地域療育を考える連絡会

第3木曜日の予定です
問い合わせ先 サポートセンター Rond

医療法人 秋陽記念会あしほ総合クリニック 重度心身障害児レスパイト施設

ちいさなこかげとは・



ちいさなこかげとは、いつも頑張っているお子さんやご家族に休める場所があったらいいなあという思いからできた施設です。

ちいさなこかげは、鶴見区「あしほ総合クリニック」の2階にあります。ふだんは看護師と保育士がお子さんをお預かりし、お散歩・室内遊びなどで過ごしています。また、体調がすぐれないときには、医師の診察やときには検査・点滴をすることもあります。体調が悪くて学校や保育園に行けないとき、ご家族がリフレッシュしたいとき、放課後を過ごす場所として・・・などみなさまのご都合でお使いいただいています。「こかげでひとやすみ」しませんか?

住所 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-10 電話070-5556-5833(こかげ直通)

障害者問題研究会フォーラム

第31回障害児者問題研究集会

おとなになって
よりゆたかに生きるために
文化・スポーツ活動・・・etc.
日時：2月27日(日) 13:00~16:30
会場：川崎市立養護学校体育館
内容：基調報告 調査のまとめ・質疑応答
フォーラム「私のたのしみ」コーディネーター 田部井恒夫氏
共催：川崎障害児者問題研究会・豊かな地域療育を考える連絡会

障害児の子育て支援ムック 好評につき増刷！！

身体障害者手帳/1級の息子さんがいて、小児の病院でムックを見て、「すごく介助している側の気持ちを汲み取って、落とし込まれていると感じました」と言う方から購入後に以下のメールが届きました。「子供の介護をしながら、これを見つけた時にとても感動しました。冊子としての中身の魅力と構成やイラストの観点から見てもとても希望のある1冊と認識しております。」
ムックご希望の方は、FAX044-930-0128 サポートセンター Rondにお申し込みください。メール便でお送りします。1冊1000円(送料別80円)

会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター Rond
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: info@rond.jp http://www.rond.jp/
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費2000円 賛助会費一口1000円

発行所 郵便番号一五七〇〇七三 世田谷区砧六二六二一
特定非営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会 定価一〇〇円

■利用するにはどうすれば？
まずは、お子さんと一緒に面談にいらしてください。面談の後、利用連絡票をお渡ししますので、それから受給者証が届いたら、予約して利用が可能になります。

*対応して下さった保育士さんは、重症心身障害児者施設で働く中で、在宅で子どもたちを支えていきたいと、施設をやめられ、ヘルパーをされたこともあるそうです。

医療的ケアのある子どもたちが増えていて、いったん退院すると、家族が疲れてしまっても入院することが難しくなっています。日中だけでも見てもらうところがあれば、家族は少しほっとできますね。

※ちいさなこかげのご紹介と連絡先は、8面をご覧ください。

川崎市の心身障害者手当支給条例の改正が進められようとしています

川崎市の心身障害者手当は昭和46年度から実施されてきました。

当時はまだ、福祉サービスが施設入所中心であったために、在宅での生活を補うものとして「現金給付」という考え方に基づいて実施されてきました。

しかし、2003年からは「措置」から「契約」という、「支援費制度」が始まり、現在は「障害者自立支援法」に変わり、今また、「障害者総合福祉法（仮称）」が作られようとしています。

この間、川崎市でも「ノーマライゼーションプラン」の作成を行い、「地域生活のあんしんを支える共生社会の実現」を目指して川崎市独自の施策を進めています。

しかし、ホームヘルプサービスや短期入所など様々な在宅福祉サービスが整備・拡充されてきましたが、相談支援の不足、親と子どもの高齢

化に伴う在宅介護の困難と障害の重度化への対応。障害のある子どもへの支援が追いついていないことが問題とされてきました。

このようなことから、川崎市は平成20年6月川崎市障害者施策推進協議会の下に「心身障害者手当あり方検討専門部会」を設置し、（学識経験者および障害者団体の6名により構成）平成21年3月まで4回開催しました。

平成22年6月、手当制度のあり方と、新たな在宅福祉施策の基本的な方向性について検討。

専門部会で「報告」を取りまとめ、川崎市障害者施策推進協議会に報告。

川崎市障害者施策推進協議会の下に「障害者在宅福祉施策検討専門部会」を設置して、去年の6月から11月までに4回検討を重ねています。最終報告（まとめ）は今年の3月

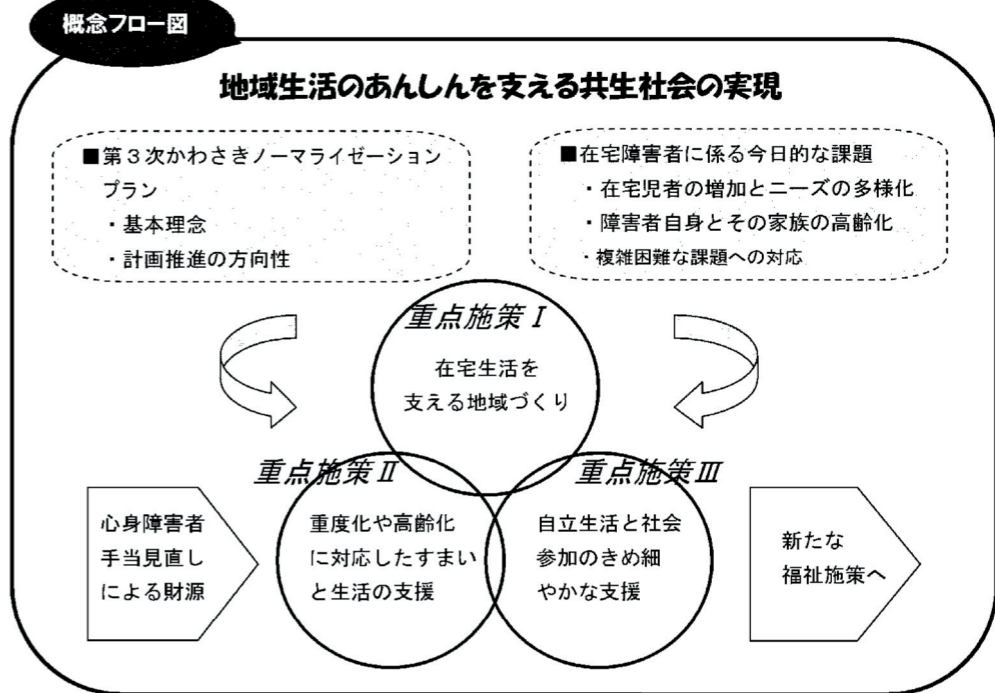
に発表される予定になっています。「心身障害者手当」は「廃止」で

はなく、「見直し」という考え方がありますが、「障害の程度」によって支給を受けられなくなる方、また、新たに「対象」となる方という風に見直される予定となっています。

「重度障害」の方を中心に手当の支給を継続する方向性ですが、「軽度の障害」の方

ちへの手当が打ち切られることで、問題がないか、新しい在宅支援がそれを補うことができるのか？「心身障害者手当」の見直しと今後の「在宅福祉施策」につ

いて川崎市では皆さんの意見を川崎市のホームページでパブリックコメントとして募集しています。



ぜひご覧いただくとともに意見を送ってほしいと思います。

<http://www.city.kawasaki.jp/>

[kawasaki.jp/pubcomment/info548/file4223.pdf](http://www.city.kawasaki.jp/kawasaki.jp/pubcomment/info548/file4223.pdf) ↑パブリックコメントのアドレス

[pubcomment/info548/file4233.pdf](http://www.city.kawasaki.jp/pubcomment/info548/file4233.pdf) ↑見直しの考え方資料

4 現行の心身障害者手当制度の概要

(1) 根拠法令
川崎市心身障害者手当支給条例及び同施行規則

(2) 制度開始

昭和46年4月1日

(3) 支給要件

4月1日を基準日として、基準日現在、在宅要件、市内居住要件、障害要件、申請要件のすべてを満たしている者に対し、年2回（7月と12月）に分けて支給しています。

5 心身障害者手当制度見直しの考え方

心身障害者手当あり方検討専門部会における報告内容を踏まえて支給要件等について、次のとおり見直します。

(1) 障害要件【変更】

在宅で常時介護を必要とする生活上の困難性の高い重度重複障害者のみを支給対象と

します。

在宅の重度重複障害者は、現行の障害福祉サービス等を活用しても、本人や介護者の精神的・経済的負担は大きく地域で生活するには引き続き特段の支援が必要となっています。

また、障害者自立支援法において障害福祉サービスが3障害一元化されたことを踏まえ、精神手帳を所持している重度重複障害者も支給対象とします。

(2) 在宅要件【変更】

施設入所者については引き続き支給対象外とします。

また、現行は支給対象となっていない入院患者については、3か月以上の長期入院患者を支給対象外としている国の特別障害者手当との整合性と退院を促進して在宅生活への移行を図る観点から支給対象外とします。

(3) 年齢要件【新設】

65歳以上で、新規に身体・知的・精神手帳を取得した者や特別障害者手当を受給した方については、介護保険等高齢者施策との制度間の棲み分けを図る観点から支給対象外とし

ます。

(4) 所得要件【新設】

所得要件を設けることなく一律に現金給付を行ってきたが、支給目的の重点化や明確化を図るとともに、市民（納税者）の理解が得られる持続可能な制度として再構築するため、既に所得要件が導入されている特別障害者手当等に準じて、所得制限を設けます。

(5) 市内居住要件【変更】

現行は基準日（4月1日）に市内に居住していて、すべての支給要件を満たしていれば支給対象となるが、3月31日に転入してきた方に当該年度の手当が支給されている実態もあることから、市内居住要件を変更して、新たな基準日（8月1日）において、市内に引き続き6月以上住所を有していない方は、支給対象外とします。

(6) 支給額等【変更】

新たな基準日（8月1日）において上記の支給要件すべてに該当する方に年額6万円を支給します（年1回）。

障害区分	障害程度	支給額
最重度	①身体障害者手帳 1 級・2 級かつ IQ35 以下	年額 6 万円
重 度	①身体障害者手帳 1 級・2 級	年額 3 万 5 千円
	②IQ35 以下	
	③身体障害者手帳 3 級かつ IQ50 以下	
準重度	①身体障害者手帳 3 級	年額 2 万 5 千円
	②IQ40 以下	
	③身体障害者手帳 4 級かつ IQ50 以下	

(4) 支給状況（過去3か年度）

年度 区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	人数（人）	人数（人）	人数（人）
最重度	432	452	455
重 度	15, 765	16, 125	16, 614
準重度	4, 293	4, 402	4, 562
合 計	20, 490	20, 979	21, 631

※追加支給は含みません。

